

教職員の「いのち」と「暮らし」を守り、子どもたちの笑顔輝く学校に！ (組合)



発行所
三豊教育会館内
香教組三観支部
編集人情宣部
Tel 0875-25-3761
http://www.niji.jp
/home/kazuo-t
/mitoyosibu1

香教組「署名・カンパ」協力
力ありがとうございます。
声を県へ届けます！

三豊支部が西部教育事務所へ要求書提出

教職員の勤務条件を改善するために、下記のとおり要求します。

記

- 1、教職員の生活に見合った賃金を保障すること。
- 2、少人数学級を早期に実現すること。学校や子どもの実態に合わせ、県独自の加配をすすめること。
- 3、勤務評定をやめ、成績主義賃金を廃止すること。
- 4、全児童・生徒対象の「学習状況調査」を今後実施しないこと。「全国学力テスト」を実施しないよう文科省に申し入れること。
- 5、勤務時間を守るよう適切な指導を講じること。また、代休やわりふりについては実質とれるように指導すること。
- 6、小学校の特別クラブ、中学校の部活などの適正化を図ること。
- 7、教職員の信頼の厚い民主的な人を管理職として登用すること。そして、管理職の人権意識を高めるよう指導すること。
- 8、教育事務所訪問をやめること。少なくとも授業参観及び指導は、希望者のみにすること。
- 9、管理職が多忙化を解消し、教職員の健康管理に配慮するように指導すること。
- 10、1年単位の変形労働時間制を導入しないこと。
- 11、その他



十二月十日、香教組三観支部（石川謹章支部長）は、県教委西部教育事務所（十河聖司所長）に、教職員の勤務条件改善と多忙化解消のための要求行動をいたしました。詳しくは次のとおりです。

《賃金保障について》

安心して教育活動に専念できるような給与を保障すること！

組合 この間、教職員の給与が上
用ならず、仕事量は増えている。再任
が下がる。来年度、再任用と退職後
の講師が一本化し、再任用のみにな
ると聞いている。理由は？安心して
働けるような教職員の生活に見合っ
た給与額を保障して欲しい。

《少人数学級・加配について》

すべての小中学校で少人数
学級を実現すること！県独自
の加配をすすめること！

組合 特別支援教育に関し
て、特別なサポートが必要な
児童生徒が増えている中、特
別支援学校の学級編制標準は
6名に下がった。特別支援学
級の学級編制標準も、8名か
ら7〜6名に下げて欲しい。
また、県独自の加配を拡充し

て欲しい。
《成績主義賃金廃止を》
勤務評定をやめ、成績主義
賃金を廃止すること！

組合 どうやって評価してい
るのか基準が分からない。「こ
の成績主義賃金制は教育現場
にはなじまない。評価基準等
が開示請求できないのは全国
でも香川県、愛媛県の2県だ
けであると聞いた。西部事務
所でも調べて検討して欲しい。
「20年度記事掲載」

《学力テスト等廃止を》

組合 全国学力テストや県
学習状況調査に向けて、過度
に過去問をやらせるなどの結
果、勉強嫌いの子が増えてい
る。本当の学力が身につく教
育をするべきである。今年
学習状況調査の採点処理作業
が縮小したのはよいことだ。
丸付けも軽減してほしい。

《勤務の適正について》
勤務時間を守るよう適切な
指導を講じること！また、代
休や割り振りは実質とれるよ
うに指導すること！

組合 各学期中の超過勤務
に対して割り振りを長期休業
中にきちんと出す学校が増え
てきていることはよいことだ
である。しかし、各学校間での
温度差があったり、その割り
振りが長期休業中に取り切れ
ないほど忙しかったりしてい
る。全体の仕事をもちと減
らすべきである。

組合 勤務時間終了後から、
会議が始まる学校は、今はも
うないと思うが、ただ、割り
振りを出すから超過しても良
いと勘違いをしている管理職
がいるようだ。超過させない
ような意識で、会議等を勤務
時間内に終わらせるようお願い
したい。（学校の近隣の）地
域の方も、夜、「こんなに遅い
時間に学校の電気がついてい
る。」などと苦情の連絡がある
ケースもあったと聞いている。
意識改革して欲しい。

組合 12月頃、新人戦やそ
の他の大会、教科の部員授業
研究会など、行事が重なりす
ぎて大変忙しい。何とかなら
ないものか。

組合 文科省（スポーツ庁）
の出した文章に、「部活動は必
ずしも教員が担う業務ではな
い。（運動部活動の地域移行
に関する検討会議配布資料4）
などの記述がある。国では、
民間・地域での部活動の案が
出ている。香川でも研究して
欲しい。

組合 高瀬中学校夜間学級の準
備が進んでいるが、県教委として、
適正な指導と必要な予算の確保を
お願いしたい。また、現職の教職
員に過度な負担がかからないよう
にすること。夜間学級の教職員の
配置等については、希望のない者
を配置することがないよう留意
し、納得のできる適切な雇用と配
置をすることをお願いしたい。

組合 働き方改革が叫ばれる
中、ある学校では、管理職は「早
く帰って下さい」と教職員に呼び
かけても、「仕事があるから帰れ
ない」という現実がある。でも、
帰ってもらおうような言葉掛けを
しないといけないし・・・と、「私
はどうすれば良いの？」と、管理
職自身も困っている。ある学校で
は、残業（超過勤務）が月80時間
を超えると管理職による面談や指
導があり、それがプレッシャーに
なるので、勤務時間が少なくなる
ようにICカードの押す時間を調整
したり、教頭が個人のカードを預
かり勤務時間が短く記録されるよ
う調整したりする学校が増えてき
ている。ICカードの導入は勤務実
態を調査して、働き方改革（多忙
化解消）に役立てるためであった
が、これでは、何のためのICカ
ードか分からない。残業の実態が隠
されているだけである。大きな問
題である。「20年度記事掲載」

《特別クラブ・部活動の適正化を》

組合 クラブ・部活動におい
て、子どもの健康や成長を考慮し
た適正な運営となるよう指導して
欲しい。働き方改革の一環で、部
活の休養日や「ノー部活デー」な
どを設定する学校が増えている。
更に、改革を進めて欲しい。



〔中西所長補佐〕



〔石川支部長〕



1年単位の变形労働時間制反対！ 「実効性のある働き方改革」の推進を！ 「香川県教育基本計画」に期待する！（組合）

《民主的な管理職を》

組合 人権意識の高い、民主的な管理職の登用をお願いしたい。

組合 ある学校では、管理職がスリッパを拭く作業をしていたが、その近くを通った数名の教職員が、管理職の「スリッパ拭き」を手伝わなかったということ、その管理職に教職員たちは怒られたようである。この事実を聞いた教職員からは「個人（管理職）の価値観を押し付けてくるのは良くない。」などの意見が出ている。

一方では、命令は一切しないが、黙々と校長自身の仕事をし、教職員に対して優しく見守ってくれる校長もいる。

組合 パワハラ相談の窓口は3つです。①市教委の窓口、②学校訪問の時や面談の時、③職場の窓口（パワハラ相談担当）がある。しかし、パワハラを受けても一教員が窓口相談したり、訴えたりするのはかなり勇気がいるものだ。教職員組合の方にもパワハラ相談の窓口があり、時々相談が入ってきている。相談しやすい環境も大事である。

《学校訪問について》

職場の多忙化を解消するために学校訪問をすべての学校で半日日程にするなど簡素化すること！

組合 授業参観や指導は希望者だけにすること。教科は指定しないこと。学校訪問の内容（日程）は、市町教委の指導の下、各学校で定めることになっている。

組合 学校訪問において、説明資料の作成などに労力がかかり、教職員にとって負担が大きい。西部教育事務所から、過度の資料作成や気遣いはいらないと言っても

らえたらありがたい。

組合 ある学校では、学校訪問時の授業参観後の指導について、50歳代以上は廃止とした。これにより、余分な労力やストレスが軽減された。「20年度記事掲載」

《多忙化解消について》

教職員の健康を守るため、勤務時間を守り、多忙化を解消すること！

組合 このような資料を見つけた。タイトルは「実効性のある『働き方改革』をめざして」（宮城県）である。その中に、「学校でできる改革『やめる』『減らす』『変える』とあった。行事、作品募集、校内研修、などをやめる。通知表の所見、指導案の枚数、授業時数、学校訪問の提出資料、委員会、クラブ、部活動、などを減らす。集金業務、行事、テスト日は半日課、などを変える。工夫をすればいくらでも軽減・改革できるところはあるものではないか。

組合 教職員調査票の提出期限

が、昨年度から早くなり、今年は、12月17日が提出締め切りであった。例年（2年前まで）は1月の4日頃であったがかなり早くなった。組合の本部に確認したところ、職員調査票の裏面に「本人・家族等の意見欄」を新しく設けたからであると聞いている。詳しく聞いてくれるのはありがたい。しかし、12月17日といえば、まだ2学期中の一番忙しい時期であるし、この早い時期に来年度の人生設計や構想を考えるにはまだ早すぎてじっくり考えられない。また、提出後に本人や家族の状況が変化することは、拙速としか思えない。年明け

に戻すことはできないのか。

組合 「香川県教育基本計画（令和3年度～7年度）」が出ると聞いている。「1年単位の变形労働時間制」ではなく、「実効性のある働き方改革」の推進をお願いしたい。

組合 教員未配置問題が県下でもまだ続いている。何とかして欲しい。

組合 ICTについて、児童生徒のタブレットが壊れた場合の弁償費等はどうか。来年度以降の維持管理はどうか。各家庭でのWi-Fi環境等には、較差があるようだが、どうするのか。などの声が聞かれる。

これら組合の要求に対して県教育西部教育事務所（中西所長補佐）は次の様に回答しました。

所長補佐 率直な要求を聞かせてもらった。（冒頭のあいさつで）支部長さんが言った「いらぬものは削り、本当に必要なものにお金を使う」は、個人的に（私も）そう思う。関係機関や所長に伝えたい。



〔要求する香教組三観支部〕

「1年単位の变形労働時間制」

「1年単位の变形労働時間制」は教員にはなじまない。学期中が繁忙期だからといって勤務時間を延ばしても結局見詰もった時間よりも更に（退庁時間が）遅くなるだけであるし、長期休業中は閑散期であるといっても、学期中の割り振りがきちん取り切れぬ忙しいので、更なる多忙を招くだけである。また、今まで夕方の時間に可能であった「通院」「子どもの迎え・夕食の世話」「親の介護」「体調不良のため帰る」「特に急ぐ仕事がないので帰る」などが、年休を取得しなければならぬ状況になる恐れが出てくる。国の示す付帯決議（前提条件・前年度に在職等上限時間が月45時間、年間360時間を超えた教育職員には適用されないこと。制度の利用は個人の選択であり、服務命令事項ではないこと。など）を満たさず運用することは許されない。「1年単位の变形労働時間制」では過密労働の解消にはならない。実効性のある「働き方改革」を進めるべきである。

「わりふり」

「修学旅行等の超過勤務に対する回復措置の要望に対して、過去に管理職が「特殊勤務手当が出ているから割り振りは出せない。」と言ったケースがあったようだが、特殊勤務手当は、泊を伴うことや勤務が困難であるという勤務の特殊性から手当が出されているものであり超過勤務を保障するものではない。従って、手当が出ていないから限なく働かせても良いということではなく、むしろ、超過勤務に対しては回復措置を講じるべきである。また、「公立学校の時間外勤務命令の制限」（給特法、限定4項目）①実習、②学校行事、③教職員会議、④非常災害業務、にあっても「臨時又は緊急にやむを得ない必要がある場合」とされている。修学旅行の時間外勤務については、事前に分かっていない計画なのでこれに値しない。つまり、命令できないことをやらせているのだから割り振りを与えるのは当然である。」

「管理職の人間性」

「職員調査票」の提出も終わり今年度もあとわずかとなった。人事異動も近い。異動の場合、どこの学校に行くかで勤務が大きく異なる。また、どんな管理職につくかで「やりがい」も変わることもある。細かく注意し、上から目線で指摘ばかりする管理職がいる。小言を言わず仕事を任せてくれ、失敗しても助けてくれる管理職もいる。管理職も人間である。やはり最後は「人間性」。